

令和5年12月19日

件名	警察署使用不能時の施設使用に関する協定を締結します
日時	12月26日(火) 午前10時～10時20分
場所	桜井市役所3階 災害対策本部室
内容	<p>阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大地震により、全国では警察官や警察施設が甚大な被害を受けました。そのような経験を教訓とし、大規模災害等により桜井警察署が使用不能となった場合を想定し、警察署の代替施設として桜井市役所庁舎の一部を使用することについて、桜井警察署と協定を締結します。これにより、大規模災害時の警察機能の回復及び維持並びに災害対応業務における本市との円滑な連携を図ります。</p> <p>なお、協定締結式の参加者は以下のとおりです。</p> <p>【桜井警察署】 署長 警備課長</p> <p>【桜井市役所】 市長 市長公室長 危機管理課長</p>
問い合わせ	市長公室 危機管理課 0744-42-9111 内線 1401